

学校法人 愛知享栄学園

享栄高等学校同窓会 会則 (案)

第1章 総則

「目的」

第1条 本会は学校法人愛知享栄学園の建学の精神に基づき、会員相互の親睦と交流を図るとともに母校の発展に寄与することを目的とする。

「名称」

第2条 本会は享栄高等学校同窓会と称する。

「事業」

第3条 本会は前条の目的を達成するため主に次の事業を行う。

- 1、会員相互の交流事業（同窓会総会及び懇親会の開催）
- 2、会報等による情報発信事業（母校及び恩師在校生等の近況及び会員近況等）
- 3、在校生に対しての事業（奨学金贈呈及び新規卒業生への表彰ならびに記念品贈呈等）
- 4、母校各種行事、教育・文化・スポーツ活動への参画及び支援事業（生徒会クラブ活動助成等）
- 5、その他会長が必要と認める事業

「事務局」

第4条

- 1、本会の事務局を享栄高等学校内に置く（名古屋市瑞穂区汐路町1丁目26番地）
- 2、事務局には、本会と母校との連絡を密にするため母校卒業生の教職員で母校が選任した者が本会の事務処理をおこなう。

第2章 会員及び組織

「会員及び組織」

第5条 本会は次の会員で組織する。

- 1、正会員 英習字簿記学会、享栄簿記英語学校、享栄貿易学校、享栄商業学校、享栄女子商業学校、享栄商業高等学校、享栄中学校、享栄高等学校、享栄タイピスト専門学校、専門学校享栄ビジネスカレッジ（以下母校という）の卒業生で本会の目的に賛同する者とする。
- 2、特別会員 母校の現旧教職員で本会の目的に賛同する者とする。
- 3、賛助会員 正会員の保護者で本会の目的に賛同する者とする。

第3章 役員

「役員構成と任務」

第6条 本会の目的達成のため次の役員をおく。

- 1、会 長 1 名 本会を代表しその会務を統括する。
- 2、副 会 長 3 名 会長を補佐し事故の時はその任務を代行する。
- 3、常任幹事 5 名 常任幹事は会長の指示により本会の事業企画運営統括にあたる。

(会員相互の交流事業担当・会報等情報発信事業担当・在校生に対する事業担当・母校各種行事への参画支援事業担当・その他事業担当)

- 4、学年幹事 若干名 同期学年会員の現況を把握するとともに本会の目的達成のため事業の参画運営にあたる。(学年幹事は本会の5事業部門に所属する)
- 5、会計 1名 本会の会計処理をおこなう。
- 6、監査 2名 本会の会計を監査する。
- 7、事務局長 1名 本会の事務を総括する。

「役員を選出」

第7条 役員は次の方法で選出する。

- 1、会長 母校から推薦された正会員で総会において承認された者。
- 2、副会長 正会員から会長が選任した者。
(次期会長候補として副会長の中から母校の推薦を受けた者を第一副会長として選任する)
- 3、常任幹事 学年幹事から会長が選任した者。
- 4、学年幹事 卒業年度ごとに母校から推薦された正会員で会長が選任した者。
- 5、会計 母校が選任した母校教職員。
- 6、監査 正会員から会長が選任した者。
- 7、事務局長 母校が選任した現もしくは旧母校教職員

「役員の任期」

第8条 会長の任期は2年とする、ただし再任を妨げないが再任は2期までとする。ただし、母校から特段の推薦があった場合についてはその限りではない。
役員の任期は2年とする、ただし再任を妨げない。
補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

「名誉会長・顧問・相談役及び参与」

第9条 本会に名誉会長、ならびに顧問、相談役及び参与をおく。

- 1、名誉会長 母校理事長もしくは校長
- 2、顧問 母校関係者で母校より推薦のあった者(任期は2年とし再任は妨げない)
- 3、相談役 会長を歴任した者
- 4、参与 本会の功労者で母校から推薦のあった者(任期は2年とし再任は妨げない)

第4章 機関

「総会」

第10条

- 1、総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 2、通常総会は毎年5月もしくは6月に会長が招集して開催する。
- 3、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。
- 4、会長が総会を招集するには招集日の少なくとも1か月前に付議する議事の内容をあらかじめ母校と協議した上で通知しなければならない。
- 5、総会は会務の報告、予算、決算の承認・会則及び内規の制定と改正、その他重要事項を決議する。
- 6、総会の議決は出席正会員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7、総会の議長は会長がおこなう。なお改選期の総会は該当期の新会長が総会で承認された後は当該期の議案について新会長が議長として議事進行をおこなう。

- 8、総会の決議事項及びその他の事項について事務局は議事録を作成して議長及び出席者2名の署名を受け保管管理するものとする。

「役員会」

第11条

- 1、本会の目的達成のため役員会をおく。
- 2、役員会は、名誉会長、顧問、相談役、参与、会長、副会長、常任幹事、会計、監査、事務局長をもって組織する。ただし名誉会長、顧問、相談役、参与については会長が必要と認めたときに招集する。
- 3、定例役員会は毎年1月、4月、9月、12月に開催する。臨時役員会は会長が必要に応じて招集する。

「常任幹事会」

第12条

- 1、本会の事業遂行のため5部門の常任幹事会をおく。
- 2、常任幹事会は、本会の事業遂行のため5事業部門に分ける。（交流常任幹事会・情報発信常任幹事会・在校生常任幹事会・支援常任幹事会・総務常任幹事会）
- 3、常任幹事会は、相談役、会長、副会長、常任幹事、会計、監査、事務局長、各事業担当学年幹事をもって組織する。
- 4、常任幹事会は年2回開催する。臨時常任幹事会は会長が必要に応じて招集する。
- 5、常任幹事会は、本会の事業実施にあたり事前にその実施要項を協議して、役員会に上程する。

「学年幹事会」

第13条

- 1、本会の事業活動実施のため学年幹事会をおく。
- 2、本会は卒業年度ごとに母校から推薦された正会員で会長が選任した者によって構成する。
- 3、学年幹事会は、相談役、会長、副会長、常任幹事、会計、監査、事務局長、学年幹事をもって組織する。
- 4、学年幹事会は年1回、会長が招集し、学年幹事を各事業部門の常任幹事会に振り分けるものとする。

「同期会・クラス会」

第14条

- 1、会員は同期の会・クラス会等の名称、代表者、構成員を事務局に届けるものとする。
- 2、同期会及びクラス会等はその会を開催した場合、本会の求めに応じてその様子などを記した文章や画像等を提出するように努めるものとする。

第5章 財務会計

「会計年度」

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

「納入金」

第16条 本会の納入金は次の通りとする。

- 1、本会の納入金は、入会金、維持会費（年度会費・終身会費）とする。
- 2、正会員は入会の際（卒業時）に入会金及び終身会費を納入するものとする。
- 3、正会員は維持会費を当該年度はじめに納入するものとする。
- 4、会費等納入額が改定された場合、前納額の返還はしないものとする。なお未納分については追徴しない。
- 5、賛助会員等から本会懇親会等の参加費及び賛助金を募ることができる。
- 6、本会の会費等の納入額は役員会の議を経て総会で承認されるものとする。

「基金」

第17条 本会の事業活動基盤強化を図るため基金を設ける。

前条2項の入会金は一般会計と区分し基金に繰り入れるものとするが、基金の利息については一般会計に繰り入れることができる。

【付則】 この会則は平成30年5月19日に一部改正された会則を令和2年5月16日に改正実施する。

享栄高等学校同窓会・会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は享栄学園創立の精神に基づき、会員相互の親睦と交誼^{こうぎ}を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は享栄同窓会と称する。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成の為、次の事業を行う。・・・4.5を追加

- 1 講演及び懇話会の開催
- 2 会報・会員名簿の発行
- 3 その他必要と認める事業

(事務局)

第4条 本会は事務局を享栄高等学校内（名古屋市瑞穂区汐路町一丁目26番地）に置く。・・・2を追加

第2章 会 員

(組 織)

第5条 本会は会員で組織する。

- 1 正 会 員 簿記学会・享栄簿記英語学校・享栄貿易学校・享栄商業学校・享栄中学校
享栄女子商業学校・享栄商業高等学校・享栄高等学校
- 2 特別会員 母校の現・旧教職員とする。・・・3を追加

第3章 役 員

(役員^{役員}の構成及び任務)

第6条 本会に次の役員をおき、その任務を定める。

- 1 会 長 本会を代表し、その会務を統括する。
- 2 副 会 長 若干名 会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- 3 常任幹事 各学年4名以内 常任幹事は、会長に指示により、本会事業の企画運営にあたる。
- 4 幹 事 学級毎に2名 同期会員の現況を把握し、本会の運営に参画する。
- 5 監 事 2名 本会の会計を監査する。・・・6.7を追加

(役員^{役員}の選出)

第7条 役員は次の方法で定める。

- 1 会 長 幹事会において常任幹事のうちから互選する。
- 2 副 会 長 会長が常任幹事会の承認を経て委嘱する。
- 3 常任幹事 会長が幹事会の推薦を経て委嘱する。
- 4 幹 事 每期卒業の各学級より2名宛を選出する。
- 5 監 事 総会において正会員より選出する。・・・6.7を追加

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会長・顧問・相談役及び参与)

第 9 条 本会に名誉会長 1 名、ならびに顧問・相談役・及び参与若干名をおくことができる。

- 1 名誉会長には学園理事長を推薦する。
- 2 顧問には、学校関係者で母校に功労のあった者の中より常任幹事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 相談役には、会長歴任者を推薦する。
- 4 参与には、本会の功労者の中より常任幹事会の議を経て会長が委嘱する。

第 4 章 機 関

(総 会)

第 10 条

- 1 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎年 6 月に会長が召集して開催する。
- 3 臨時総会は、常任幹事会が必要と認めたとき、開催する。
- 4 総会を会長が召集するには、召集日の少なくとも 10 日前に付議する議事の内容をあらかじめ通知しなければならない。
- 5 総会は、前年度の会務報告・予算決算の承認・会則の改正その他重要事項を決議する。
- 6 総会の議決は、出席正会員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 総会の議長及び副議長は出席副会長の中からこれを選ぶ。
- 8 総会の決議事項及びその他の事項については、議事録を作成し、議長及び出席者 2 名の署名をしなければならない。

(幹事会) ・ ・ 役員会に改正

「役員会第 11 条」「常任幹事会第 12 条」「学年幹事会第 13 条」を追加する

第 11 条

- 1 本会は事業に参画するため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事をもって組織する。(会長・副会長・常任幹事・監事を含む)
- 3 定例幹事会は、毎年 4 月、又、臨時幹事会は、必要に応じて会長が召たる集する。
- 4 幹事会は、同期会員の動向を把握し合い、本会の運営に提案を行う。 ・ ・ 1～3 に改正する
(常任幹事会)

第 12 条

- 1 本会の重要事項を処理するため、常任幹事会をおく。
- 2 常任幹事会は、会長・副会長及び常任幹事・監事をもって組織する。
- 3 常任幹事会は、毎年 1 回開く。又、臨時常任幹事会は必要に応じて会長が召集する。
- 4 常任幹事会は、会務執行上必要な事項につき決定する。
- 5 一般会務の処理。
- 6 総会又は幹事会の承認・議決を要する案件を事前審議し、幹事会に提案する。
- 7 常任幹事会は、会務執行上必要に応じ、委員会を設けることができる。委員長・副委員長はこれに当たる。(享栄会報編集委員会など) ・ ・ 1～5 に改正

(召集・議決・議長・議事録)・・・改正

第 13 条 幹事会・常任幹事会の召集・議決・議長・議事録は、第 4 章、第 10 条の 4・6・7・8 各項
の
規定を準用する。

(事務局)・・・改正

第 14 条 本会の事務を処理する為、事務局を置く。事務局長は、母校との連絡を密にし、事務を処理
し管理する。

(顧問・相談役・参与)

第 15 条 常任幹事会及び幹事会の諮問に応ずる為、顧問・相談役・参与を置く。顧問・相談役・参
与は、会長が必要と認めた時、召集する。

第 5 章 同期会 クラス会 クラブ・・・改正

(同期会・クラス会・クラブ)・・・改正

第 16 条

- 1 会員は同期の会員・同期のクラス役員・OB・OG クラブ員 (運動部・文化部・同好会・その他)
の登録をするものとする。・・・改正
- 2 同期の各会・クラブは、名称・代表者及び構成員を事務局に届け出るものとする。・・・改正

第 6 章 財 務・・・第 5 章 財務会計に改正

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。・・・第 15 条に改正
(納入金)

第 18 条 本会の納入金は、次の通りとする。・・・第 16 条に改正と 4 を改正・5～6 を追加

- 本会の納入金は、入会金・維持会費 (年度会費・終身会費) とする。
- 正会員は、入会の際 (卒業時) に入会金及び終身会費を納入するものとする。
- 正会員は、維持会費を当該年度はじめに納入するものとする。
- 4 会費の額が改定された時にあっても、未経過の前納会費の改定差額は追徴しない。

(基 金)

第 19 条・・・第 17 条に改正

- 1 本会の事業活動の基盤強化をはかる為、基金を置き前条 2 項の入会金は一般会計と区分し基金に繰
り入れなければならない。
- 2 基金の利息は、一般会計に繰り入れすることができる。
- 3 基金は、総会の議決を経なければ、処理できない。

(寄附金)・・・改正

第 20 条 本会は、会員及び関係者より寄附金を受け入れることができる。

(特別会計)・・・改正

第 21 条 本会は、常任幹事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業並びに予算及び決算)・・・改正

第 22 条 本会の事業計画・収支予算は、常任委員会の決議により定め、事業報告及び収支決算は、監
事の意見を付して、常任委員会の承認を受けなければならない。

第7章 会則の改正・・・改正

第23条 本会の会則を変更するには、総会の議決を得なければならない。

第8章 施行細則・・・改正

第24条 本会の会則の施行について、必要なる事項は常任委員会の承認を得て別に定める。

第9章 補 足・・・改正

(身上異動の通知)

第25条 会員で住所氏名を変更した時は、その会員は事務局に通知をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成5年6月6日から施行する。
- 2 会則施行の際、現に旧会則に基づき選任されている役員は、この会則担当規定に基づき、選任された者とみなす。